

浜田県大参事藤原茂親と島根県参事境一郎

—明治10年の「太政官指令」を再び考える—

杉 原 隆

はじめに

明治維新によつて誕生した新政府は、地租の確保等の必要から全国の土地について所有者、地目、面積等の土地台帳いわゆる地籍の編製が急務であつた。「地籍編製地方官心得書」によると遠く隔たつた島でも方位、距離、広狭等の大略を調べて伺いの形で申し出ることとされていた。そうした時期の明治9年内務省地理局の官員が島根県巡回の折、竹島の地籍を島根県に問うた。竹島とは古くから鬱陵島の呼称で、そこから88キロメートル離れた現在の竹島は対比的に松島と呼ばれていた。ところがこの海

域にヨーロッパの船が現れ始め、1789年フランス船は鬱陵島を発見して最初に見つけた人物の名をとつてダジュレー島と名付けた。1797年には同じ鬱陵島をイギリスのアルゴノート号が測量し船名からアルゴノート島と名付た。同じ鬱陵島であったがイギリス側の測量に緯度経度上誤りがあり、まもなくヨーロッパに出回った地図には鬱陵島がダジュレー島、アルゴノート島の2つの島として描かれることになった。一方でドイツ人医師シーボルトは1823年来日し長崎の出島で医師の仕事に従事すると共に日本の文化の収集に努め1829年帰国したが、彼が編纂した大著『日本』の附図には日本の

江戸時代の絵図に載る竹島を西洋地図のアルゴノート島、松島をダジュレー島に合わせるという錯誤を犯した。日本で松島と呼ばれていた現在の竹島はしばらく島名を失うことになったが1849年フランス船リヤンクール号が着岸しリヤンクール島と名付けた。こうして江戸時代末期頃は竹島（アルゴノート島）、松島（ダジュレー島）、リヤンクール島が載る地図が多くみられた。1867年勝海舟監修の「大日本沿海略図」はその一つである。しかし一方でしだいに竹島（アルゴノート島）の存在が不明であることから、竹島も松島も鬱陵島を意味する島だとう理解が広まつた。そのことは地図だけでなく日本人の認識ともなり、明治9、10年に複数の人が提出した鬱陵島開拓願は竹島開拓願としたものや松島開拓願としたものとがあつた。

そうした時期に竹島の地籍を問われた島根県は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」として「山陰一帯之西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ、本県國図ニ記載シ、地籍ニ編入スル等之儀ハ如何取計可然哉、何分之御指令相伺候也」なる伺を県令佐藤信

寛代理島根県参事境二郎の名で明治9年10月16日の日付で提出した。伺は内務省に提出されたが、内務省は右大臣岩倉具視等によつて構成されていた現在の内閣にあたる太政官に上奏した。太政官は明治10年3月29日付で「指令 伺之趣竹島外一島ノ義本邦関係無之儀ト可相心得事」と内務省に回答した。島根県の伺書、太政官指令にある「竹島外一島」については、外一島は松島という記載が別にあることから、竹島と松島という2つの島か、竹島とか松島ともいう1つの島と解するか研究者によつて考えが異なつていた。私は境一郎が明治14年提出する別の伺書からも重要な記載を見つけ、竹島一名松島の1島説を支持して本誌『郷土石見』第83号等で発表して來たが、今回その考えを補強する浜田県の大参事だつた藤原茂親の「竹島航行漁獵願書」を発見、閲覧する機会を得たし、彼の言動が島根県参事境二郎に影響している可能性も出てきたので以下に紹介してみたい。

1、浜田県大参事藤原茂親について

たりと行動派の勤王派の志士であつた。

① 藤原茂親の履歴

福岡県藩士で脱藩して薩摩や長州で活躍し、その後隠岐県、大森県、浜田県の大参事を務めた人物に藤原茂親、別名藤茂親または藤四郎と名乗った人物がいる。田村清三郎氏の『明治初年の県政—100年前の島根・浜田両県』によると彼は文政10（1827）年福岡城下西の新地に生まれ、終生の友である平野二郎と共に武術、国学、経史を学んだ。安政年間に二人は脱藩して薩摩へ向かった。薩摩すなわち鹿児島に居る時、僧侶月照と共に錦江湾に入水した西郷吉之助隆盛を平野二郎が救助したことは有名である。茂親はその後長州へ移り、高杉晋作の知遇を得、奇兵隊に入り一隊の隊長をまかせられたり、慶応元（1865）年には流罪になつていた勤王派の女傑として知られる福岡の野村望東尼を流罪先の姫島から救助し三田尻（現山口県防府市）で匿つたり、京都を追われ長州に逃れて来た三条実美等公家を中岡慎太郎の指示で三田尻から太宰府へ護送し

たりと行動派の勤王派の志士であつた。

大正4（1915）年11月の大正御大典に際して史上の功臣300余名に贈位が行われた時には茂親に従五位が贈られたことが、『贈位功臣録』（大正5年4月刊）に載つてある。明治維新を迎えると彼は明治2年正月太政官により京都府大属に任じられ、同年中に隠岐県に始まり大森県、浜田県の大参事という職で現在の島根県の一画で指揮をとる行政官となつている。なお参事という職については「浜田県職制」に「知事ヲ輔シ、県内庶事ヲ判断シ、尤民政ヲ専務シ、聽訟断獄ノ事ヲ主裁ス」とある。茂親の上司である県令は隠岐、大森、浜田県ともに久留米藩士真木直人であった。久留米藩主を務めていたのは有馬家で、大森、浜田に隣接する津和野藩の最後の藩主亀井茲監（これみ）は有馬家からの養子である。有馬家の家臣真木直人は長州や京都で三条実美的警備にあたる職務の後隠岐県令となつている。彼の兄保臣（やすおみ）は久留米の水天宮の神官であると共に熱烈な尊王攘夷派で、禁門の変（蛤御門の変）では長州の久坂玄瑞等とリーダ格的存在であり、

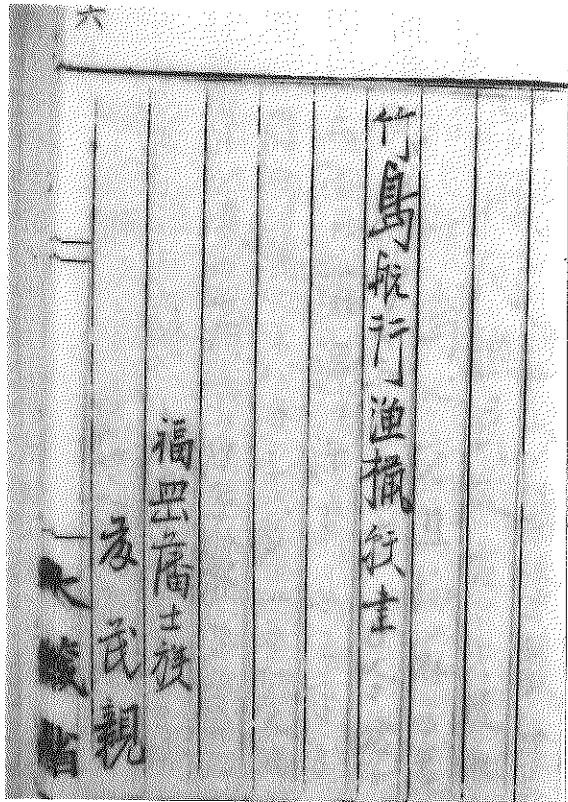
幕府軍に追いつめられると京都の天王山で久坂等と共に自害した。禁門の変では真木直人も小隊をまかされ奮戦したが敗れると長州に逃れた。同じく京都から長州に来た公家の一人三条実美、福岡藩士藤原茂親との親交が長州で始まった。

現在の島根県は江戸時代松江藩とその支藩廣瀬藩、母里藩と浜田藩、津和野藩、幕府の天領石見銀山領、幕府領で松江藩の預り地隱岐国からなつていた。明治に入いると明治4年の廢藩置県を待たずして幕府関係の土地が一括して明治2年隱岐県となり、行政の庁舎が西郷から大森に移ると県名が大森県、浜田に移ると浜田県となつた。藤原茂親について「浜田県官員履歴」には「明治二年任隱岐県大参事、二年八月四日任大森県大参事、三年一月任浜田県大参事、三年六月十三日免本官、福岡藩士族、旧称四郎、年齢失ス」とある。彼の大参事としての行動は隠岐県から大森県へ異動する時、県令真木直人と一緒に西郷から海士の豊田を経由して境港到着し、そこから大森に到着した行動や、浜田県で前田誠一の暴動でいったん浜田から江津へ逃れた後、茂親の

陣頭指揮で陣営を立て直し反乱を鎮圧した等のことが、点々と行政文書、『浜田町史』（大島幾太郎編纂、昭和10年）等に書かれている。

② 藤原茂親の「竹島航行漁獵願書」

田村清三郎氏がその著『島根県竹島の新研究』に「明治維新後、松島、竹島の開拓を献議する者が多く、隱岐県大参事であつた福岡県士族藤原茂親（通称藤四郎）は明治四年、東京府に対し竹島開拓の願を出したが、許容されるところとならず」と書かれている。また浜田の児島俊平氏は自著『山陰地方漁業史



藤原茂親の「竹島航行漁獵願書」
(国立公文書館・「公文録」)

話』に鬱陵島渡海願を提出した人物として藤原茂親を紹介され、提出先は日本政府とされている。お二人とも具体的な内容を示されていないので、平成27年東京都公文書館、国立公文書館へ出向き調べてみた。その結果藤原茂親の「竹島航行漁獵願書」なる願書の正本、筆写した副本が国立公文書館所蔵の『公文録』の中に含まれていることを発見した。以下に概括的に内容を紹介する。

明治4年5月藤原茂親は藤茂親という名前で福岡藩庁へ「竹島航行漁獵願書」を提出した。願書の冒

頭は「私儀去巳年隱岐県奉職中御用間漁民父老ノ徒相招キ竹嶋地方且海岸等篤ト尋問仕候」と明治2(己巳)年隱岐県大参事で隱岐にいる時、地元漁師の古老達から竹島（鬱陵島）のことを聞き関心を持ったこと、明治3年浜田県大参事時代「以自力私財従者大庭善五ト申者ヲ彼嶋ニ差遣シ」と私費で石見地方の益田地区等に多い大庭姓の者をその島に派遣してみると、「人跡無之周廻十七八里東南ノ方風波平穏山低ク草木繁茂澗溪流出シ（中略）極便利ノ場所ニシテ人民ヲ植付ルニヨロシ蓋僅々ノ孤嶋無数品類夥

シク今是ヲ開墾セハ米穀蔬菜ハ勿論材炭魚塩ノ利無比」と人が住め、資源豊富な島である。今後「風浪平穩ノウチ再度検査ノタメ以自力凡七拾名航行仕ラセ候若夫開墾ノ儀ハ他日試験能行届候」とする積りだが、「上宜下手先不取敢島嶋試験漁獵等ノ儀只管奉懇願候」とまず試験漁獵を願い出ている。この願を福岡藩は太政官の事務取扱役の辨官宛てに「當藩士藤茂親ヨリ別紙ノ通及嘆願候條御差支無之儀ニ候ハ、素願ノ通被仰付度此段奉伺候」として辛未（明治4年）5月19日付で提出した。

藤原茂親は同年6月さらにこの年度航させた同志の者が語ったことを「竹嶋再検届」として福岡藩庁に提出した。そこには「人家更ニ無之且物産不少」、「折節朝鮮人上陸シ造船イタシ候處彼者共2月ニ渡海シ船艦製造ヲ済シ5月ニ帰帆イタシ曾テ永住セントノ以為ナシ」と朝鮮人の来島等の具体的情况を追加報告している。この報告書には竹島について「此島皇國ニテ小磯竹又松嶋ト称スルヲ朝鮮ニテ鬱嶋ト唱ヨシ但小磯嶋ト隱岐トノ中間ニ巨岩ニツ並ヘルヲ松嶋ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」の記載があり

注目される。すなわち明治4年時に鬱陵島を「竹嶋」とか小磯竹とか松嶋」と呼ぶという認識が茂親にはあつたのであり、また後世の論争を見抜いていたかの如く鬱陵島と隱岐の間の2つの巨岩の島を松嶋と云うのは誤りとわざわざ説明している。

③ 民部省の裁決

この藤原茂親の願書は民部省で検討され、明治4年7月2日付に裁決され辨官に伝えられている。民部省とは明治初期あつた民政担当の中央官庁で明治2（1869）年7月の「職員令」により設置され、翌月には民政と財政の合体を主張する大隈重信により大蔵省と合併した。しかしこれには反対意見が続出し、翌明治3年7月大蔵省と分離し明治4年7月には民部省も廃止されている。民部省の決裁は以下の通りである。

「福岡藩士藤茂親ヨリ竹嶋航行漁獵願致勘弁候處願文ニハ云々日本嶋ノ様申立候ヘ共傳聞已而確証無之一体右嶋ノ位置ハ本朝ト朝鮮ノ間ニ在テ從來版圖不分明ニ付往々両國間議論モ有之土地ノ趣ニ付假令試験ニモセヨ本朝人恣ニ漁獵等イタシ候テハ夫力為

葛藤ヲ生シ小事ヨリシテ如何様ノ難事引起シ可申哉モ難量候間版圖確定有之迄ハ御聞届不相成方可然仍テ御下知按相添別紙返進此段申進候也 辛未七月二日 民部省」

ここでは竹嶋は「版図が不明でたびたび日本、朝鮮間で議論もあつた」、「版図が確定するまでは試験漁獵のような小事で問題が起きることは避けねばならない」という認識から不認定が決まつてている。明治4年の段階で竹島の地籍は明白でないという明治政府の認識は後の地籍伺の問題につながり重要である。

2、島根県参事境二郎について

境二郎は天保7（1836）年8月長門国萩土原村（現在の山口県萩市）で長州藩士斎藤貞順の二男として生まれた。当初の名前は斎藤栄蔵である。天保7年といえば浜田藩では松原浦の八右衛門が渡海を禁止されている竹島（鬱陵島）へ渡った罪で逮捕、処刑されている。斎藤栄蔵は松下村塾で吉田松陰に

学び、高杉晋作と江戸へ遊学したことは後述する。

安政6（1859）年3月阿武郡萩江向村の境翁介の養子になり、翁介の三女たかと結婚した。文久3（1863）年長州藩の藩校明倫館文章掛になり、明治2年には長州藩の権大参事に抜擢されている。明治5年現在の滋賀県にあたる犬上県の典事から島根県の典事となり、その後明治7（1874）年島根県参事に昇格した。

① 境二郎と吉田松陰、松下村塾

斎藤栄蔵すなわち境二郎は長州藩萩城東郊の松本



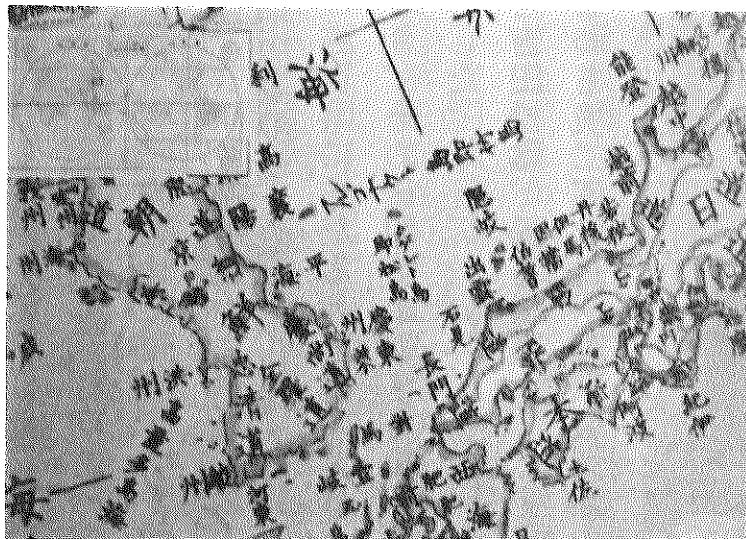
境二郎
(萩松陰神社至誠館所蔵)

村に開塾していた松下村塾で吉田松陰に学んでいた。松陰の『吉日録』には「館中の諸生近日多くは怠惰なり。就中勉強する者一人を得たり。一は正亮なり、一は斎藤栄蔵なり。」と中谷正亮と斎藤栄蔵を勉強に熱心な人物と特筆している。また「丙辰幽室文稿」には「斎藤生の文を評す」という一文で斎藤栄蔵の加藤清正論を長文で批評している。また「丁巳幽室文稿」では「さきごろ士彦と頼氏の「古文典刑」を読み」と斎藤栄蔵（通称士彦）と頼山陽の「古文典刑」を二人で読んだことを記している。「幕末海防論」と「境界」意識」と題する論文を書かれた鳥取大学の岸本覚氏によると、松下村塾での竹島開拓論の始まりは安政5（1858）年2月19日の吉田松陰から桂小五郎への書簡での提案だという。そこでは竹島（鬱陵島）開墾は天下無事ならば幕府の利益になるし、海外との事変があつたり朝鮮や満州への進出の時は、日本の拠点になるからとしている。そこには安政元年、神奈川条約による函館開港、ロシアとの国境確定問題から生じた海防論がみられるという。この考えには桂小五郎、村田蔵六（大村益

次郎)、久坂玄瑞、福原清助、井上聞多(馨)等が同調した。

吉田松陰は竹島(鬱陵島)という島に具体的にはどういう認識をもつていただろうか。安政5年7月11日付けの桂小五郎宛の書状に「竹島・大坂島・松島合わせて世に是れを竹島と云ひ、二十五里に流れ居り候。竹島計り十八里之あり、三島とも人家之れなく候。大

坂島に大神宮の小祀之れあり、出雲地より海路百二十里計り。産物蛇魚類、良材多く之れあり、開墾候上は良田美地も出来申すべし。」



安政年間刊行の「万国地図」
鬱陵島が竹島、松島と記載されている。

とある。また松陰は「万国地図」で竹島を知ったこと、米子の町人達が江戸時代初期竹島と呼ばれる鬱陵島へ渡航をしていたことは最近まで知らなかつたとも述べている。「万国地図」とは直近の安政2(1855)年山路諧孝(やまじゆきたか)が幕府の命令で天文方高橋景保が文化4(1807)年に製作した「新訂万国全図」を改訂して「重訂万国全図」として刊行した地図のことと思われる。その図には「アルゴナウト島即竹島」と「タゲレー島即松島」が隠岐西北部に描かれている。松陰の認識の竹島、松島間二十五里は1840年シーボルトが作成した「日本図」とその影響から書かれたシーボルト系の各種日本図の竹島・アルゴノート島と松島・ダジユレー島間の距離に一致するし、「竹島計り十八里」、「出雲路より海路百二十里計り」は松浦武四郎の『竹島雑誌』に記載される竹島周回十六里、出雲の島根半島雲津から隠岐経由で竹島までの約百二十里にほぼ合致する。要するに安政年間(1854~1860)には松島はすでに鬱陵島を意味する島になつていたのである。

江戸時代初期の現在の竹島を意味していた松島は

しばらく島名を失っていたが、嘉永2（1849）

年フランス船リヤンクール号の着岸以降リヤンクール島の名で各種地図に登場するようになる。安政の大獄で吉田松陰が処刑された翌年の万延元（1860）年7月2日、桂小五郎と村田蔵六は連名で幕府に「竹島開拓建言書草案」を提出した。ここで説明される竹島は「長門国萩より東北の海上約五十里にあつて朝鮮から竹島までとほぼ等間隔にある」、「最近外国船がこの島周辺に現れるようになつたので、日本人が植民して国防にあたる必要がある」、「島には日本人が建てた人家が5、6軒はある」と聞いている、「この島はかつて朝鮮国にお渡しになつたという風聞もあるが、朝鮮人の渡海は皆無である」、「世界地図を見ると日本と同じ色に着色され、島名も「タケエイ・ララド」と記され日本の属島と認識されている」等と説明されている。

ここで具体的に記されている竹島は鬱陵島のことであることは間違いないから、恩師や松下村塾の同窓生が鬱陵島を竹島、松島と語る環境の中に境二郎

は居たことになる。

② 境二郎と島根県

前述したように境二郎は松下村塾で学び、長州藩の大参事を務めた後大上県の典事となり、明治5（1872）年には島根県の典事となつた。彼はその後明治7年から県参事、明治11年からは県令となり島根県に明治16年10月までの11年間の長期にわたり居住した。彼の母は松江で死去し市内の天倫寺に墓があつたし、彼には4男4女の子供がいたが2男2女は松江で誕生している。「回顧スレバ境君ガ吾県ニ令タリシヨリ以来未ダ格別ノ紛議モ見ズマタ未ダ人民トノ折合悪シキヲ知ラズ唯着実温厚ニ其職務ヲ行ナハレシヲ知ル」と『島根県議会史』は記すが、明治9、10年頃は苦難の時期であった。すなわち明治9年4月に島根県と浜田県と合併があり新しい県令には浜田県令であつた佐藤信寛が就任した。佐藤は境と同じ長州人で浜田県令としては初代真木久人の後4代目の県令で後の日本の首相岸信介の曾祖父である。また同年の8月には島根県は鳥取県とも合併し俗に大島根県と呼ばれる時代となつ

た。新しい行政体制整備に追われている同年10月問題の竹島の地籍の問い合わせが明治政府から新県令佐藤信寛に届いた。またその直後境二郎と松下村塾で一緒に学んだ前原一誠が不平士族を集め萩の乱を起こし幕府軍に敗れると船で逃走して島根県杵築の宇龍浦に現れた。長州出身の県令佐藤信寛、参事境二郎、学務係だったが急きよ警部にされた清水清太郎等はその対応に追われている。清水清太郎は前年まで浜田県におり、『石見国地誌』、『隠岐国地誌』を書いている。

また間もなく鳥取県内に島根県からの分離を主張する共斎社なる結社への折衝も難問題であつた。松下村塾で境二郎が親しくしており当時桂小五郎改め木戸孝允に懇願されて群馬県令になつていた楫取素彦は、島根県の情勢を聞いて友人境二郎を気づかう心情を吐露した一文を残している。県令境二郎が最後に苦労した施策は「三大道路改修」であつた。すなわち米子から松江を経て浜田、津和野から山口に至る島根県内の縦貫道路と松江から広島、浜田から広島に至る2路線の改修計画であつた。「県地の富

盛ヲ図ラント欲セバ、道路ノ改良ヨリ急ナルハナク、官民ノ幸福ヲ進メント欲セバ、亦道路ノ改良ヨリ要ナルハナシ」と断じた彼の「諮問案説明」が『新修島根県史』に載るが膨大な費用を前に県議会の同意を得られず継続議案として第6代県令藤川為親にバトンタッチし、明治16年境二郎は退官している。引退後彼は萩へ帰り、松下村塾の保存活動を開始、明治22年故郷に帰った友人楫野素彦、明治23年東京の品川弥次郎等の賛同を得て塾舎の補修を始めた。また塾の西側に小祠を建て毎年春秋例祭を催した。これが現在の萩松陰神社の発端で境二郎も祭神として祀られている。

③ 境二郎と竹島、松島

境二郎は明治9年島根県参事の時明治政府の内務省から竹島の地籍を問われ、県令佐藤信寛代理として「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出した。また県令になつていた明治14年には那賀郡浅井村大屋兼助外一名が県へ提出した松島開拓願を中央政府の内務卿、農商務卿に「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」として自分の名で提出した。さらに韓国からの

修信使朴泳孝が鬱陵島への日本人進出禁止を外務卿井上馨に申し出ると明治16年全国の府県に鬱陵島を竹島一名松島として渡海禁止の通達が発せられた。島根県ではこれも境一郎の名で布告されている。

なおこの年桧垣直枝等によつて鬱陵島に居た日本人は全員退去させられるがその総人数は255名で、そのうち島根県人は22名だが、石見地方を本籍とする者が木挽き職等20名でほとんどを占めたことは『郷土石見』No.92（2013年3月）で私が紹介したことがある。明治14年の松島開拓願の中で、境二郎は明治9年の竹島外一島とした自分の伺書に触れて、「竹島外一島は本邦関係なしと御指令を受けたが、現在日本の大倉組により伐木が行われているところをみるとその後朝鮮国との間の詮議で竹島外一島が日本領となつたか」と問うた。これに対し内務省からは「従前の通りで変更はない」と回答があつてゐる。すなわち伐木や開墾可能なかつては竹島外一島と表現し、今度は松島と記す島に関する開拓願の中で「従前の通りその島は朝鮮領で所属の変更はない」と政府は回答したのである。同じ明治9年斎

藤七郎兵衛が「松島開拓願書並建言」を貿易事務官瀬脇寿人を介して政府に提出すると外務省公信局長田邊太一は「松島は朝鮮の鬱陵島にして我版図中ならず、斎藤某の願意は許可するの權なき旨答ふべし」と指示したが、境提出の伺書や太政官指令と同じ島に対するよりわかりやすい指示である。

またさらに境は前述したように恩師吉田松陰の竹島、松島を鬱陵島とする認識を知つていただろうし、松下村塾の同窓木戸孝允や大村益次郎の鬱陵島を竹島とした起草文のことも見聞する機会はあつたろうから突然自分の明治9年の伺書だけに江戸初期の松島、現在の竹島を書くことは考えられない。

3、 藤原茂親と境一郎の関わり

浜田県大参事藤原茂親は福岡藩士であるが、以前脱藩して長州で高杉晋作の奇兵隊に所属していたことは前述した。一方安政5（1858）年7月10日付の吉田松陰から桂小五郎、久坂玄瑞、赤川淡水宛ての書状に「この度は誠に取急ぎ（中略）高杉晋作

二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半蔵、斎藤栄蔵、嘆ずべし、嘆ずべし。」とあり斎藤栄蔵（境二郎の旧名）が高杉晋作と一緒に江戸へ遊学したことがわかる。また境二郎は文久元（1861）年には長州に帰藩しているが藤原茂親も三条実美等七卿が薩摩、会津藩と公武合体派の公家による文久3年のクーデターいわゆる八月十八日の政変で長州に遁れるとその警備役となつて長らく当地にいたし、高杉晋作も文久3年奇兵隊を設立し長州に居たから高杉を介して接触はあつた可能性はある。2人は浜田県、島根県という隣県の参事を務めたが茂親は明治3年には福岡に帰っているので浜田県、島根県で出会う機会はなかつた。

ところが明治9年境二郎が福岡県に対し藤原茂親に関する問い合わせをしている事実が判明した。明治9年といえば境二郎が内務省へ「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出した年である。福岡県からの回答の原本の写しと思われる墨書の行政文書が島根県立図書館にあり、すでに田村清三郎氏の『明

治初年の県政』の中に
も翻刻、解説して掲載されていました。それは

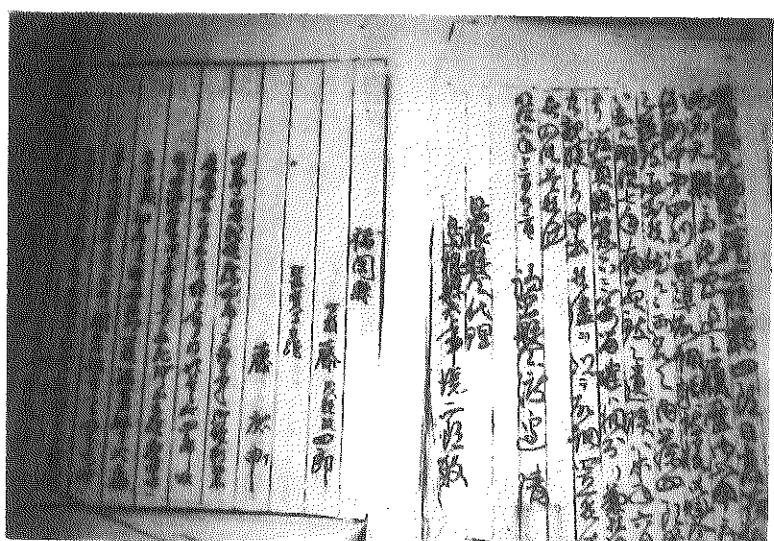
同年12月23

日付の福岡

県令渡辺清

から境二郎の質問への回答書である。そこで

は藤原茂親はすでに明治7年に病死したことを滋賀県に寄留する遺族が証明したことや「浜田大参事勤務中明治三庚午年浜田管内凶民取鎮メ」等彼の主な業績が書かれている。境からの具体的な問い合わせ事項と問い合わせた月日が伺書を提出する10月16日の前か後ろか確認したいが境二郎に関する島根県の行政文書、問い合わせ先の福岡県については福岡県



福岡県令より境二郎への回答書
(島根県立図書館所蔵)

中央公文書館、福岡県立図書館所有の行政文書の中には発見できないでいる。ただこの年島根県に併合した浜田県の大参事藤原茂親のことを意識していたことは問い合わせの行為で確實で、茂親が浜田で大庭善五を竹島に派遣したこと、「竹島航行漁獵願書」を提出したことも認知しており、伺書の「山陰一帯ノ西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候」には鬱陵島、藤原茂親、浜田を結びつけて境二郎が考えたことが見え隠れするように思われる。

参考文献（本文中に記さなかつたもの）

- ・奈良本辰也『高杉晋作をめぐる群像』（青人社）
- ・海原 徹『松下村塾の明治維新』（ミネルバ書房）
- ・『吉田松陰全集』（大和書房）
- ・『竹島問題100問100答』（ワック出版）